

令和2年分の路線価等の補正（7月～12月分）に係る対応について

- 1 令和2年分の路線価及び評価倍率（以下「路線価等」といいます。）については、本年7月1日（水）に国税庁ホームページで公開しました。
  - 2 路線価等は、1月1日を評価時点として、1年間の地価変動などを考慮し、地価公示価格等を基にした価格（時価）の80%程度を目途に評価したのですが、本年については公開時に、「今後、国土交通省が発表する都道府県地価調査（7月1日時点の地価を例年9月頃に公開）の状況などにより、広範な地域で大幅な地価下落が確認された場合などには、納税者の皆様の申告の便宜を図る方法を幅広く検討いたします。」と公表したところです。
  - 3 その後、国税庁においても地価動向調査を行い、路線価等の補正を行う必要性について随時検討しており、
    - (1) 令和2年1月から6月までの期間については、路線価等が時価を上回る（大幅な地価下落）状況は確認できませんでしたので、路線価等の補正は行わない旨を公表しました（令和2年10月28日報道発表）。
    - (2) 令和2年7月から9月までの期間については、令和3年1月下旬の公表を予定しています。
    - (3) 令和2年10月から12月までの期間については、令和3年4月の公表を予定しています。それに先立って、令和3年1月下旬に路線価等が時価を上回る可能性がある地域を公表します。
  - 4 令和2年分の贈与税の申告・納付期限は令和3年3月15日（月）となっておりますが、上記を踏まえ、令和2年分の贈与税の申告・納付期限の延長の取扱いについて以下のとおりお知らせします。
    - (1) 令和2年1月から9月までの間に贈与を受けた場合の申告・納付期限は、令和3年3月15日（月）で変更ありません。
    - (2) 令和2年10月から12月までの間に贈与を受けた場合の申告・納付期限について、路線価等が時価を上回る（大幅な地価下落）可能性がある地域として令和3年1月下旬に公表された地域に所在する土地等の贈与を受けた方については、個別の期限延長により、路線価等の補正に係る公表の日（令和3年4月を予定）から2か月以内の申告・納付を認めることとします。
- (注) 国税庁による路線価等の補正の公表前に申告を行い、その後、路線価等の補正の公表を受けて改めて計算した結果、納付すべき税額が過大であったことが判明した場合は、「更正の請求」により税額の減額を請求することができます。
- また、令和3年1月下旬に公表した地域以外で、4月に新たに路線価等が時価を上回る地域として公表した場合について、その地域に所在する土地等の贈与を受け申告された方についても「更正の請求」をすることができます。